

「山形県労働委員会出前講座」実施要領

山形県労働委員会

（目的）

第1条 山形県労働委員会（以下「労働委員会」という。）は、高校生や大学生、労働者、使用者、企業の労務担当者等を対象とした出前講座を実施し、労働法等で定められた働くことに関するルール（以下「ワークルール」という。）の基礎知識等について受講者の理解を深めることにより、労働トラブルの未然防止や解決を図るものとする。

（対象）

第2条 出前講座の対象は、次のとおりとする。

- （1）大学、短大、専門学校、高等学校等の学生及び生徒
- （2）労働者及び労働者の団体
- （3）使用者及び使用者の団体、企業団体の人事労務管理担当者
- （4）その他、ワークルール等について関心がある者

（実施方法）

第3条 出前講座の実施方法は、次のとおりとする。

- （1）講師については、労働委員会の委員を派遣する。
- （2）会場については、開催を希望する者が準備した教室、講堂、会議室等を使用する。

（実施内容）

第4条 出前講座の内容は、次のとおりとする。

- （1）ワークルール
- （2）労働に関するトラブル発生時の相談先
- （3）労働に関するトラブルの解決事例
- （4）働くことの意義、働く上での不安解消に向けた助言（学生、生徒対象の場合）
- （5）その他労働に関すること

（申込方法）

第5条 出前講座の開催を希望する者は、原則として実施希望日の2か月前までに「山形県労働委員会出前講座申込書」（様式1）により、労働委員会事務局へ申込みものとする。

（実施に対する調整）

第6条 労働委員会は、第5条の申込みがあった場合には、実施日時、出前講座の内容等について申込者と調整を行うものとする。

2 講師として派遣する委員については、出前講座の内容等の調整結果に応じて、労働委員会会長が決定するものとする。

(経費の負担)

第7条 出前講座を実施する会場の設営及び配付資料の印刷は申込者が行うものとする。

(その他)

第8条 出前講座の実施について、この要領に定めのない事項は、労働委員会会長が別途定める。

附 則

この要領は、令和元年5月22日から施行する。